

賃金引上げに対応する中小企業・小規模事業者向け生産性向上支援

業務改善助成金の概要

事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を一定額以上引き上げ、**生産性向上に資する設備投資等を行った場合**に、かかった費用の一部を助成

対象事業場

- ・中小企業・小規模事業者であること
- ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が**50円以内**であること

助成率

3/4 (4/5)
 () 内は生産性要件を満たした場合

特例事業者

- ・物価高騰等要件に該当する事業者は、一定の自動車の導入やパソコン、タブレット等の新規導入が認められる。

《業務改善助成金の交付申請件数》

令和6年度 (4月～12月)	令和5年度 (4月～12月)	令和5年度
356	222	296

助成上限額

コース 区分	事業場内 最低賃金の 引き上げ額	引き上げる 労働者数	助成上限額	
			右記以外 の事業者	事業場規模 30人未満の 事業者
30円 コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上※	120万円	130万円
45円 コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上※	180万円	180万円
60円 コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上※	300万円	300万円
90円 コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上※	600万円	600万円

※ 引上げ労働者数10人以上の上限額は特例事業者に適用

対象となった設備投資等の例

《製造業》

- ・作業の自動化のための機器の導入（粉砕機、定量充填機、金属検出器 など）
- ・既存の機器より高い性能を有する機器等の導入（2次元CADから3次元CADへ更新 など）

《飲食店》

- ・セルフオーダーシステム
- ・自動食洗器、冷凍冷蔵庫
- ・レイアウト変更工事 など

《卸・小売業》

- ・POSレジやセルフレジシステム
- ・検品システム
- ・自動包装機 など

《医療・福祉》

- ・福祉車両の増台
- ・介護記録ソフト
- ・介護リフト など

《業種に限らず》

- ・フォークリフトや乗用自動車（物価高騰等要件あり）など

非正規雇用労働者の待遇改善に向けた取組支援

キャリアアップ助成金の概要

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者（以下「有期雇用労働者等」）といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内のキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して包括的に助成

コース名／コース内容

正社員化コース

有期雇用労働者等を正社員化（※）

※多様な正社員（勤務地限定・職務限定・短時間正社員）を含む

- 正社員化後6か月間の賃金が正社員化前6か月間の賃金と比較して3%以上増額していることが必要

障害者正社員化コース

障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換

賃金規定等改定コース

有期雇用労働者等の基本給を定める賃金規定を3%以上増額改定し、その規定を適用

賃金規定等共通化コース

有期雇用労働者等と正規雇用労働者との共通の賃金規定等を新たに規定・適用

賞与・退職金制度導入コース

有期雇用労働者等を対象に賞与・退職金制度を導入し、支給又は積立てを実施

社会保険適用時処遇改善コース

短時間労働者を新たに社会保険に適用した際に、手当等の支給、賃上げ、労働時間の延長等を実施

- ※手当等の支給は、労働者の社会保険料相当額以上等
- ※労働時間の延長は、週あたり4時間以上等

支給額（1人当たり）

①有期→正規： 80万円（60万円）（※）

②無期→正規： 40万円（30万円）（※）

※ 6か月ごとに2回支給した場合の合計額

- 有期雇用労働者の雇用期間を現行の「6か月以上3年以内」から「6か月以上5年以内」に緩和し、5年超の者は無期雇用労働者とみなす。

①有期→正規： 90万円（67.5万円）

②有期→無期： 45万円（33万円）

③無期→正規： 45万円（33万円）

①3%以上5%未満： 5万円（3.3万円）

②5%以上： 6.5万円（4.3万円）

1事業所当たり 60万円（45万円）

1事業所当たり 40万円（30万円）

(1)手当等支給メニュー 50万円（37.5万円）（※1）

(2)労働時間延長メニュー 30万円（22.5万円）

- ※1 1～3年目までの各要件を全て満たした場合の3年間の合計額
- ※2 1年目に手当等支給、2年目に労働時間延長を実施する場合の2年間の合計額は50万円

加算措置／加算額（1人当たり）

正社員化コース

■派遣労働者を派遣先で正規雇用労働者として直接雇用

28.5万円

■通常の正社員転換制度を新たに規定し転換

1事業所当たり 20万円（15万円）

■勤務地限定・職務限定・短時間正社員制度を新たに規定し転換

1事業所当たり 40万円（30万円）

■母子家庭の母等又は父子家庭の父

① 9.5万円

② 4.75万円

■人材開発支援助成金の

特定の訓練修了後に正社員転換

① 9.5万円

② 4.75万円

※自発的職業能力開発訓練または定額制訓練の修了後に正社員転換

① 11万円

② 5.5万円

賃金規定等改定コース

■「職務評価」の活用により実施 1事業所当たり 20万円（15万円）

賞与・退職金制度導入コース

■同時に導入した場合 1事業所当たり 16.8万円（12.6万円）

※()は、大企業の場合の額。

※加算措置要件を満たした場合は、支給額+加算額を助成。

※障害者正社員化コースについては、重度障害者の場合は、

①120万円(90万円)②③60万円(45万円)となる。

《キャリアアップ助成金の支給件数》

令和6年度 (4月～12月)	令和5年度 (4月～12月)	令和5年度
502	463	614

人材確保対策

人材確保対策の概要

少子高齢化による労働力不足の中で、ハローワークの求人者・求職者に対し、人材確保又は就職のための課題解決のアドバイスを充実させるとともに、求人・求職双方の利用拡大を図ることによって、マッチングを強化。

<求職者支援>

- ◆ 希望や個々人の状況に応じたきめ細かな職業相談・職業紹介、職業訓練への誘導
- ◆ 職業相談を通じたマッチング可能性のある求人票や事業所の積極的な情報提供
- ◆ 就職活動を支援する各種セミナーの開催や、特に未経験分野に関する仕事情報、魅力の発信
- ◆ 履歴書や職務経歴書等の作成支援、面接会や求人説明会 開催によるマッチング機会の提供

<求人者支援>

- ◆ 求職者の応募が増えるような分かりやすく、魅力ある求人票作成の支援
- ◆ 就職支援コーディネーター等による事業所担当者制の実施、事業所訪問による事業所情報及び職務内容の収集と発信
- ◆ 求人への応募状況に応じた未経験者の活用推進や求人条件緩和等についての提案
- ◆ 面接会、個別求人説明会による求職者とのマッチング支援
- ◆ 求人者向けセミナーによる最近の求職者の動向、魅せる求人づくり等の説明・案内

<関係機関、業界団体等との連携による支援>

- ◆ 労働局と人材不足分野に係る関係機関、業界団体等をメンバーとした協議会を設置し、人材確保のための取組を策定
- ◆ 関係機関、業界団体等との連携によるセミナー、事業所見学会、就職面接会等の開催
- ◆ ナースセンター、福祉人材センター、保育士・保育所支援センター等との連携による巡回相談やイベントの実施

◎人材確保支援の専門窓口となる「人材確保対策コーナー」の設置

ハローワーク津に設置。医療福祉（介護、保育）や建設、警備、運輸などの人手不足分野を重点支援分野として、関係機関や業界団体等との連携による支援を実施している。

<県下ハローワークの令和5年度実績>

- ・人材不足分野への紹介就職件数：4,102人
（介護：1,557人、医療：548人、保育：205人、建設：431人、運輸：932人、警備：429人）
- ・業界団体等と連携した面接会、企業説明会：18回
- ・業界団体等と連携したセミナー：6回